

令和4年10月1日より育児・介護休業法が改正されます

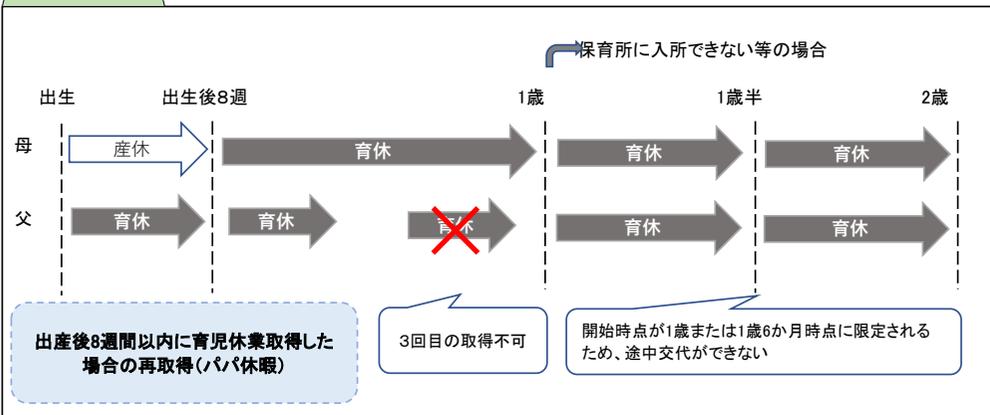
【産後パパ育休（出生時育児休業）の創設】（）

対象期間／取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間（28日）まで取得可能
申出期限	原則、休業の2週間前まで （労使協定に申出期限、法を上回る雇用環境の整備等の措置の内容を定めている場合は、申出期限を1か月前までとすることができます）
分割取得	2回まで分割して取得可能（最初の申出で2回分まとめて申出する必要あり）
休業中の就業	労使協定に「就業可能日を申し出ることができる」と記載し締結している場合に限り、労働者が個別に合意した範囲で休業中に就業することが可能 （就業可能日数等上限は、所定労働日数の半分・所定労働時間の半分等）

【育児休業制度の変更（改正後の内容）】（）

1歳までの育児休業	2回まで分割して取得可能（取得の際にそれぞれ申出）
保育園に入所できない等の理由での1歳以降の育児休業	育児休業開始日の柔軟化 期間の途中で配偶者と交代して育児休業を開始できるようにする観点から、 配偶者の休業の終了予定日の翌日以前の日 を本人の育児休業開始予定日とすることも可能
	特別な事情がある場合に限り再取得可能（他の子の産休開始等により育児休業が終了した場合で、産休等対象だった子が死亡等したとき）

現行



令和4年10月1日～

 新制度  今回の改正で新たにできるようになること

